平成２５年（フ）第１５１０号
横浜市青葉区梅が丘34番地87　アーク梅が丘201
債務者　海野　孝征
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６７号
静岡県焼津市五ケ堀之内91番地の１　エントピア豊田303号
債務者　松永　　始
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８号
釧路市昭和中央１丁目６番５号　イシュタール昭和２階Ｊ号室、住民票上の住所釧路市昭和中央１丁目６番５号
債務者　小林　昭代
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１４４号
北海道白糠郡白糠町西５条北１丁目２番地１
債務者　多川紀和子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３６１号
岡山市中区倉富123番地29
債務者　谷田　正夫
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７９号
岡山市北区島田本町１丁目８番３―301号
債務者　菅原　敬子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５７号
岡山県倉敷市児島小川10丁目３番５―４号
債務者　板田　小織
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７１号
岡山市南区福島２丁目14番８号、旧住所岡山市北区十日市東町５番23号
債務者　難波　剛史（旧姓大江・右佐林）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３３号
横浜市中区山下町220番地　要明鶴会館３Ｆ
債務者　船曳　秀琳
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０９号
横浜市港北区箕輪町２丁目11番31号　市之坪ハイツ201号室
債務者　野口　郁子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６号
石川県加賀市山代温泉17の41番地　映劇アパート８号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉幸町３番地５　大交日の出タクシー株式会社寮、従前々の住所石川県加賀市山代温泉20の134番地１　小滝アパート６号室
債務者　別宮　秀男
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１４０号
愛知県豊橋市神野新田町字イノ割52番地３202、従前の住所愛知県豊橋市牟呂町字西明治圦添13番地２
債務者　園田　良子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１５９号
愛知県豊川市諏訪３丁目114番地　日車社宅Ｆ棟406号
債務者　加藤　克也
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１７０号
愛知県豊橋市大崎町字浪入向24番地　Ｂ―205、従前の住所愛知県豊川市大堀町158番地
債務者　吉田　義史
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１７１号
愛知県蒲郡市宮成町６番３号　第２コーポ宮成106
債務者　大竹　和馬
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部